

# 事務所だより H23年5月号

今月も宜しくお願い致します。

安藤社会保険労務士事務所

こんにちは。いつも大変お世話になっております。今年は地震後の慌ただしさで、落ち着いて桜を見上げることもなく、気がつくとも新緑の季節になっていました。来年は今まで通りに桜を楽しめるようこれから自分なりに頑張っていきたいと思っております。それでは今月もどうぞよろしくお願い致します。

安藤



## 外国人雇用の際の社会保険・雇用保険手続きについて

ここ数年、外国人の方を積極的に雇用する企業が増えています。外国人の採用時には、まず「在留資格」と「在留期間」の確認が必要です（在留資格は数種類あり、それぞれに就労可能な職種の範囲が定められています）。今回ここでは採用した後の社会保険・雇用保険の加入についてご案内致します。外国人の方も日本人と同様に原則として社会保険・雇用保険への加入義務があります。加入の際の必要書類は以下の通りです。

社会保険の加入について

- (1) 本人のみ加入の場合...添付書類は特にありません。
- (2) 被扶養者（配偶者及び子）がいる場合で、本人と被扶養者の名字が同じ場合...添付書類は特にありません。
- (3) 被扶養者がいる場合で、本人と被扶養者の名字が異なる場合...「外国人登録原票記載事項証明書（原本）」が必要です。これは世帯全員が載っている「世帯連記式」で取る必要が

あります。カード式の「外国人登録証明書」や「査証」では届け出は受理されません。

雇用保険の加入について

次の書類のいずれかを見て「在留資格」と「在留期間」を所定の届け出用紙に記載します。

- ・「外国人登録証明書」
- ・「パスポート」
- ・「外国人登録原票記載事項証明書」

外国人採用及びその後の各種手続き等につき何かございましたらお気軽にご相談ください。

草場

## 採用時に求められるストレス対処力の確認

ある会社では、新入社員を叱ったところ、叱った直後から行方が分からなくなり、夕方に見つかった時には工場の隅で一人で膝を抱えて泣いていたそうです。人事担当者は採用の際に本人のストレス対処力の低さを見抜けなかったことを非常に後悔したとのこと。ストレスがない職場環境にしなければ、というところですが、仕事を行うにはどうしてもストレスはつきものですし仕事からストレスをなくすことは不可能とも言えるでしょう。

人は強いストレス環境に恒常的にさらされると、うつ病などの心身症を引き起こす原因となるため、メンタルヘルスを意識した職場環境の改善が多くの企業で課題となっています。また企業の採用要件の中で、多くの企業が重要視している要件が「ストレス対処力」です。

ストレス対処力は、求職者のストレスに対する対処方法を確認することでチェックができます。ストレスを測るには、「最近の生活の

安藤社会保険労務士事務所

中で、一番不安になったことやイライラしたことは何ですか？」と質問する方法があります。この質問に対する回答は大きく2つのパターンに分けられます。1つ目は「友人等に相談したり、または自分自身で、不安やイライラの原因解消に取り組んだケース」。2つ目は「我慢したり忘れてたりしたケース」です。

1つ目のケースはストレスの原因に対して積極的な対処を行っていることが読み取れるので、ストレス対処力はそれなりに高いと考えられます。2つ目の回答は原因の解決を行わずに我慢するなどの消極的な対処のためストレス対処力は低いと考えられます。実際はもう少し掘り下げて行動を確認する必要がありますがストレス対処力の判断の参考になるでしょう。

ストレス対処力は見た目では判断できないため、面接の際にはこのような質問を織り交ぜてより良い人材確保の参考としてはいかがでしょうか。

平山

#### < 連絡先 >

〒103-0025

東京都中央区日本橋茅場町 3-13-3

第2ヒロタビル4階

TEL03-6206-2320 FAX03-6206-2321

e-mail ando@ando-sr.jp

どうぞお気軽にお問い合わせ下さい。

